

令和7年度 施設管理運営事業評価票(令和6年度実施分)

1 評価対象施設

公の施設の名称		宝塚市立安倉西身体障害(がい)者支援センター及び宝塚市立安倉南身体障害(がい)者支援センター			
所在地		宝塚市安倉西2丁目1番2号及び宝塚市安倉南1丁目2番1号			
指定管理者	団体名	社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会	指定期間	開始日	令和5年4月1日
	所在地	宝塚市安倉西2丁目1番1号		終了日	令和10年3月31日
選定方法		公募	評価実施年	指定期間5年のうち3年目	
施設設置目的		身体障害(がい)者に対し入浴の介護、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の支援を行うことにより、身体障害(がい)者の自立、社会参加の促進、生活の改善及び身体の機能の維持向上等を図り、もって身体障害(がい)者の福祉を増進する。			
主な実施事業		障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護)、地域活動支援センター事業、宿泊訓練事業、早朝及び夕方預かり事業			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a	身体障害(がい)者支援センター利用月延べ人数	人/月	847	720	768	724	736	698	718	689
b	訪問入浴サービス利用延べ人数	人	620	507	620	483	620	486	518	823
c										
d										
e										

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区 分		令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	
収入計		A	234,030	239,257	235,990	233,496
	指定管理料		230,326	235,866	232,461	229,575
	利用料収入	C	3,385	3,350	3,402	3,741
	自主事業収入		0	0	0	0
	その他		319	41	127	180
支出計		B	234,030	239,257	235,990	233,496
	指定事業費		234,030	239,257	235,990	233,496
	内、人件費	D	176,067	178,752	176,984	167,241
	内、再委託料	E	19,274	20,410	20,675	24,982
	自主事業費		0	0	0	0
事業収支		A-B	0	0	0	0
利用料金比率		C/A	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.6 %
人件費率		D/B	75.2 %	74.7 %	75.0 %	71.6 %
再委託費比率		E/B	8.2 %	8.5 %	8.8 %	10.7 %

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明	
------	--

4 評価

注) 自己評価・・・指定管理者 所管評価・・・施設所管課

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	A	A
	必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A	A
	事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	A	A

① サービスの 履行の 確認	外部委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	A	A
	法令遵守等	外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A	A
	個人情報保護	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守している。	A	A
	情報公開	個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A	A
	情報公開	情報公開に関する法令等に準じた運用を行っている。	A	A
	管理記録	協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A	A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	A	A
	連絡調整	点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A	A
	連絡調整	協定書に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
② サービスの 質の 評価	緊急対応	市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A	A
	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A
	財務状況	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	A	A
	財務状況	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	A	A
	《 総 括 》	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A
	《 総 括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	施設管理	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
	施設管理	事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A	A
	利用者対応	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	A	A
	利用者対応	利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	A	A
③ 安定性	事業運営	言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。	A	A
	事業運営	施設の目的に添った自主事業を実施している。	A	A
	事業運営	事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A	A
	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	A	A
	維持管理	仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。	A	A
	維持管理	備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	A	A
	維持管理	協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A	A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
④ 指定管理者 所見 (成果、課題、今後の 改善点等)	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	A	A
	苦情等対応	要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	A	A
	利用者アンケート等	利用者アンケート調査等を実施し、その結果が妥当である。	A	A
	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	B	B
	《 総 括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	A	A
	《 総 括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目／本施設 項目】	A	A
⑤ 施設所管課 所見 (成果、課題、今後の 改善点等)	指定管理者所見 (成果、課題、今後の 改善点等)	・新型コロナウイルス感染症については、第5類へ移行されたが、利用者の方に安心して利用していただくよう消毒やマスク着用等の感染対策を行った。 ・安倉南身体障害(がい)者支援センターについては、複数の利用者の長期入院等が重なったため、令和5年度の利用実績を下回ったが、安倉西及び安倉南身体障害(がい)者支援センターともに利用者のニーズに沿ったサービスを提供できた。 ・安倉西身体障害(がい)者支援センターにおける園芸活動では、収穫した野菜を市内の子ども食堂へ提供し、安倉南身体障害(がい)者支援センターにおいては、市内の商店、福祉施設や地域住民等の協力により回収したブルトツプの収益金を能登半島の被災地へ寄付するなど、利用者の社会参加を促進する取組を行った。		
	施設所管課所見 (成果、課題、今後の 改善点等)	身体障害(がい)者支援センター利用月延べ人数については、目標値を下回ったが利用状況に合ったりハビリテーションなど、利用者の自立、社会参加の促進等、利用者のニーズに寄り添ったサービスを提供できている。訪問入浴サービス利用延べ人数については、利用登録者数の増加に伴い、目標値及び令和3年度から令和5年度の実績値を大幅に上回り、利用者のニーズに適切に対応できた。今後も、市立養護学校卒業生等の新規利用者の増加を見込み、更なる社会参加の促進を図る。また、引き続き、新型コロナウイルス感染防止に努め、衛生面に配慮した環境づくりに取り組むとともに、利用者にとって安全安心なサービスが提供できるよう、職員の更なる育成に努める。また、市との連携を強化し安定した管理運営に努めていただきたい。		
	《 総 括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
	《 総 括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目／本施設 項目】	A	A
前年評価		A	総合評価	A

※評価区分

評価基準:	S	=	協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。
	A	=	協定書等の水準を満たしており、良好である。
	B	=	協定書等の水準を満たしているが、一部改善が望ましい。
	C	=	協定書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。
《総括》:	S	=	評価基準が全てA以上であり、かつSが過半数である。
	A	=	評価基準のうちBが3割未満で、Cがない。
	B	=	S、A、C以外
	C	=	評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	S	=	自己評価、所管評価の《総括》にB・Cが含まれず、かつSが過半数である。
	A	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、Bが2つ以下である。
	B	=	S、A、C以外
	C	=	自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。